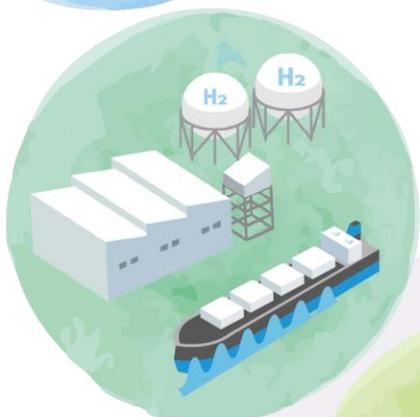
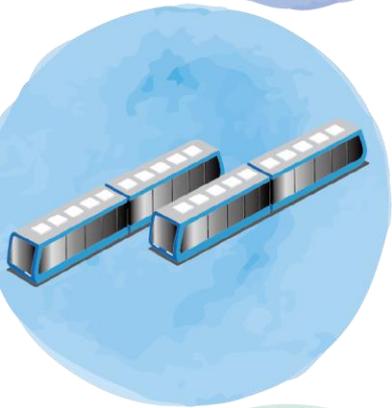
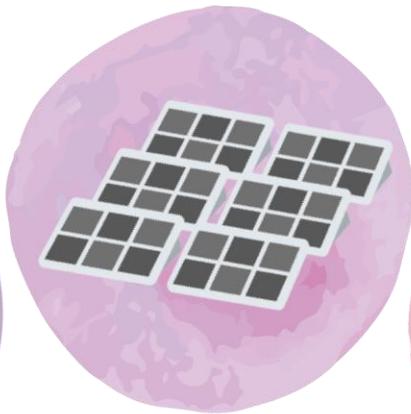


クール **くらしき** アクションプラン

倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



くらしき環境キャラクター「くらしいふ」

はじめに



近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界各地で豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化しており、本市においても、平成30年7月豪雨により未曾有の大災害が起こりました。

先人たちが築き残してきた自然環境とそこからもたらされる豊かな恵みは、私たちのかけがえのない財産です。より良い形で次の世代へ引き継いでいくことは、今を生きる私たちの使命であり、そのためには市民・民間団体・事業者・行政等、市内のあらゆる主体が連携、協働し、地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成23年2月に「クールくらしきアクションプラン(倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))」を策定し、その後、平成30年3月に改定し、市内のあらゆる主体と連携、協働して地球温暖化対策を推進してまいりました。

令和2年10月には、国がカーボンニュートラル宣言を行い、本市においても令和3年6月に、防災・減災対策とあわせ、豪雨等の気候変動の要因となっている温室効果ガスの排出削減対策にも積極的に取り組んでいくため、ゼロカーボンシティにチャレンジしていくことを表明しました。また、古来からたゆみなく流れる高梁川の恵みを共有し、ともに生きてきた「高梁川流域連携中枢都市圏」全体でもカーボンニュートラルの実現を目指し、連携の強化を図っているところです。

これらを背景に、この度計画改定を行い、温室効果ガスの排出削減目標を引き上げました。

日本有数の工業地帯である水島コンビナートを有する本市において、ゼロカーボンシティの実現には、現在の技術を最大限活用した取組にとどまらず、脱炭素技術を活用したイノベーションを加速することに加え、我々一人一人が行動し、ゼロカーボンライフスタイルの定着を図ることが重要です。「ZEROKURA」をキーワードに、市民・民間団体・事業者等の皆様と連携、協働し、ゼロカーボンシティにチャレンジしてまいりますので、引き続き、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の改定にあたりまして、多大なご尽力を賜りました倉敷市地球温暖化対策審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただいた皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年8月

倉敷市長 伊東 香織

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画改定の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	2
4 計画期間	4
5 計画の目標	4
第2章 計画改定の背景	6
1 地球温暖化の影響	6
2 地球温暖化対策の動向	9
第3章 倉敷市の地域特性	20
1 倉敷市の概要	20
2 土地利用	22
3 人口・世帯数	22
4 産業	23
5 交通	25
6 廃棄物	26
第4章 倉敷市の温室効果ガス排出量の現状	27
1 倉敷市の温室効果ガス排出量の推移	27
2 部門別排出構成	29
3 部門別排出量の推移	30
第5章 削減目標及び再エネ導入目標	35
1 温室効果ガスの排出削減目標	35
2 再生可能エネルギーの導入目標	41
第6章 地球温暖化対策	45
1 基本理念及び取組方針	45
2 各主体の役割	49
3 地球温暖化対策の体系	50
4 緩和策	51
5 適応策	77
6 進行管理指標一覧	80
7 地球温暖化対策のロードマップ	82
第7章 計画の推進体制と進行管理	89
1 推進体制	89
2 進行管理	90

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の目的

本市では、市域全体の地球温暖化対策に関する方針や具体的な施策を示す計画として、「クールくらしきアクションプラン」(倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))(以下「計画」という。)を、2011年2月に策定、2018年3月に改定し、市民・民間団体・事業者・行政等、市内のあらゆる主体が連携、協働して地球温暖化対策に取り組んできました。温室効果ガスの排出削減目標として、「2030年度に2013年度比で11.6%削減」を掲げており、2018年度には11.2%削減と2030年度目標の達成を見込める削減となっています。

近年、気候変動の影響と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、日本においても、平均気温の上昇や、大雨・台風による被害等が観測されています。2018年6月には、気候変動適応法が成立し、温室効果ガスを削減することで地球温暖化を抑制する「緩和策」に加え、既に起こっている影響や今後起こり得る影響に対応する「適応策」が求められることとなりました。

さらに、2020年10月に、菅内閣総理大臣(当時)が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。また、2021年10月には、国の「地球温暖化対策計画」において、2030年度の温室効果ガスの排出削減目標が、2013年度比26%削減から46%削減へと引き上げられるなど、本市を取り巻く状況が大きく変わってきています。

本市においても、防災・減災対策とあわせ、豪雨等の気候変動の要因と考えられる温室効果ガスの排出削減に取り組むため、2021年6月に「ゼロカーボンシティ」にチャレンジしていくことを表明しました。本市は、日本有数の工業地帯である水島コンビナートを有していることから、産業部門からの温室効果ガス排出が市全体の約8割を占めるという特徴があります。そのため、その削減に向けては、技術革新等の事業者の自主的な取組に加え、事業者と行政が連携した取組を推進することが重要です。また、家庭やオフィス等民生部門の大幅な排出削減に向けては、市が率先して取組を推進するとともに、高梁川流域連携中枢都市圏等とも連携しながら、市民や事業者の意識・行動変容改革にも取り組んでいく必要があります。

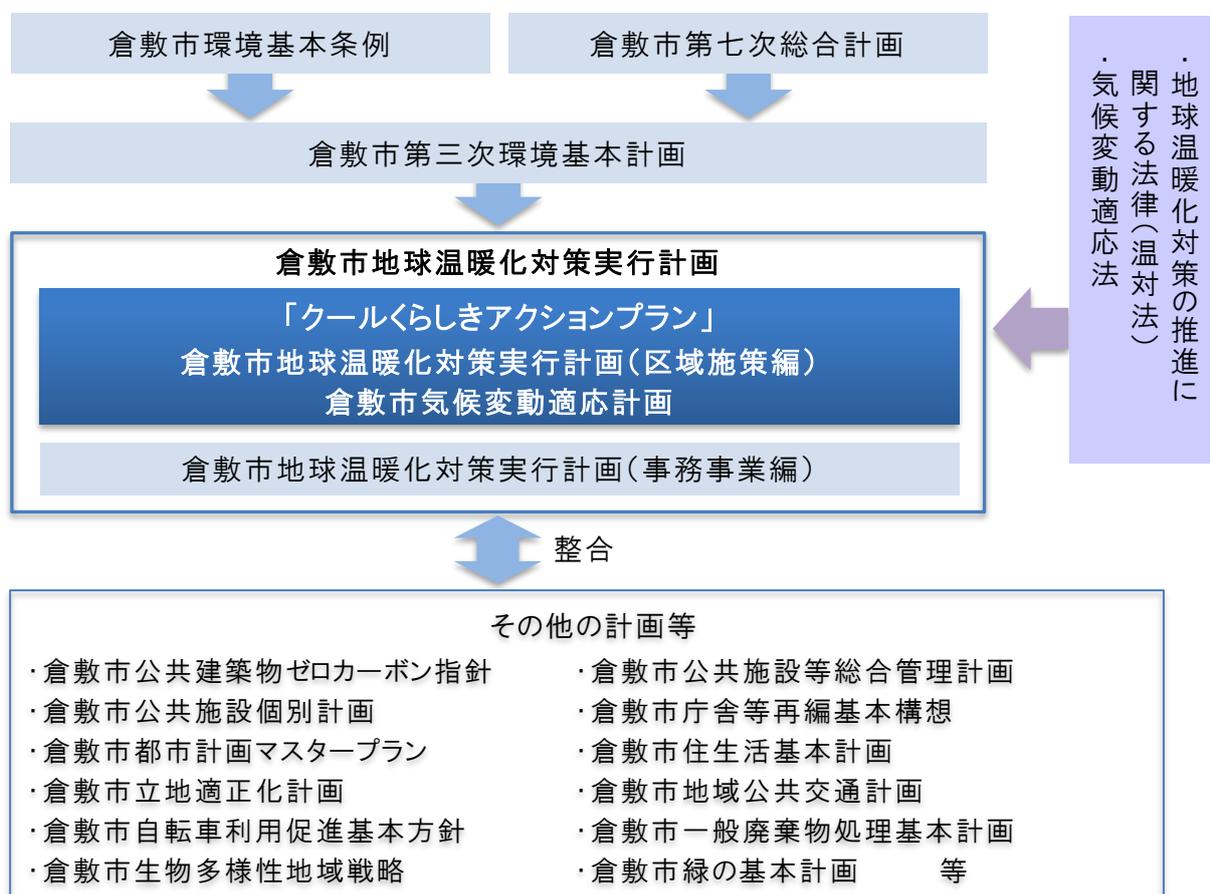
これらを踏まえ、この度、計画を改定することとしました。「ゼロカーボンシティくらしき -ZEROKURA-」をキーワードに、新たな温室効果ガスの排出削減目標を掲げ、市民・民間団体・事業者等とともに2050年度ゼロカーボンシティにチャレンジしていきます。



2 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)第 21 条第 3 項において、中核市以上の地方公共団体に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に位置付けるとともに、「気候変動適応法」第 12 条において、都道府県及び市町村に策定が求められている「地域気候変動適応計画」に位置付けます。

また、本市の環境施策の基本的事項を定めた「倉敷市環境基本条例」をはじめ、市政推進の最上位計画である「倉敷市第七次総合計画」や、環境分野における基本目標や施策の方向性を示す上位計画である「倉敷市第三次環境基本計画」に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めるため、温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な施策を定めるものです。



▲計画の位置付け

3 計画の対象

(1) 計画の対象範囲

本計画は、本市全域を対象範囲とし、市域の温室効果ガスの排出削減並びに吸収作用の保全、強化に関わるすべての事項を対象とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法で削減対象となっている以下の7種類のガスを対象とします。

▼温室効果ガスの種類

温室効果ガス		概要
二酸化炭素	CO ₂	<エネルギー起源 CO ₂ > 石油や石炭等の化石燃料の燃焼、電気(再生可能エネルギー由来のものを除く)の使用等によって排出
		<非エネルギー起源 CO ₂ > 工業プロセス、廃棄物の焼却等によって排出
メタン	CH ₄	燃料の燃焼、稲作、家畜のふん尿や腸内発酵、廃棄物の埋め立て等によって排出
一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼、窒素肥料の使用、廃棄物の焼却、排水処理等によって排出
ハイドロフルオロカーボン類	HFCs	冷凍空調機器の冷媒として使用
パーフルオロカーボン類	PFCs	半導体や液晶の製造過程で使用
六ふっ化硫黄	SF ₆	変電設備等に封入されている電気絶縁ガスとして使用
三ふっ化窒素	NF ₃	半導体や液晶の製造過程で使用

コラム

～排出量の算定方法～

エネルギー起源 CO₂ については、電気や燃料の使用量に、それぞれの排出係数(使用量あたりの CO₂ 排出量を表す係数)を掛け合わせることで排出量を算定することができます。

<温室効果ガス排出量の算定方法(エネルギー起源 CO₂ の場合)>

$$\text{エネルギー起源 CO}_2 = \text{エネルギー種別エネルギー使用量} \times \text{エネルギー種別排出係数}$$

電気や燃料(灯油、LPガス、ガソリン、軽油等)の使用量

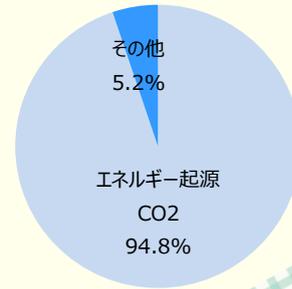
電気や燃料の使用量あたりの CO₂ 排出量

コラム

～ガス種別の内訳～

市全体の温室効果ガス排出量(2018年度)のうち、燃料や電気等のエネルギーの使用に伴う「エネルギー起源 CO₂」が 94.8%を占めていることから、温室効果ガス排出量の削減には、燃料や電気等のエネルギー使用量の削減(省エネルギー)が重要となります。

<温室効果ガスの排出構成>



4 計画期間

(1) 計画期間

2021年10月に改定された国の「地球温暖化対策計画」の計画期間が2030年度までであることを踏まえて、本計画においても計画期間を2030年度までとします。

(2) 基準年度と目標年度

「地球温暖化対策計画」では、基準年度を2013年度とし、目標を2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルとしていることを踏まえて、本計画においても基準年度を2013年度、目標年度を2030年度、2050年度とします。

5 計画の目標

2050年度「ゼロカーボンシティくらしき」の実現に向け、市民・民間団体・事業者・行政等、あらゆる主体が一丸となって地球温暖化対策に取り組むことで、2030年度に2013年度比で33.9%の温室効果ガス排出量の削減を目指します。

現在の技術を最大限活用し、2030年度に2013年度比で33.9%の削減を目指します。

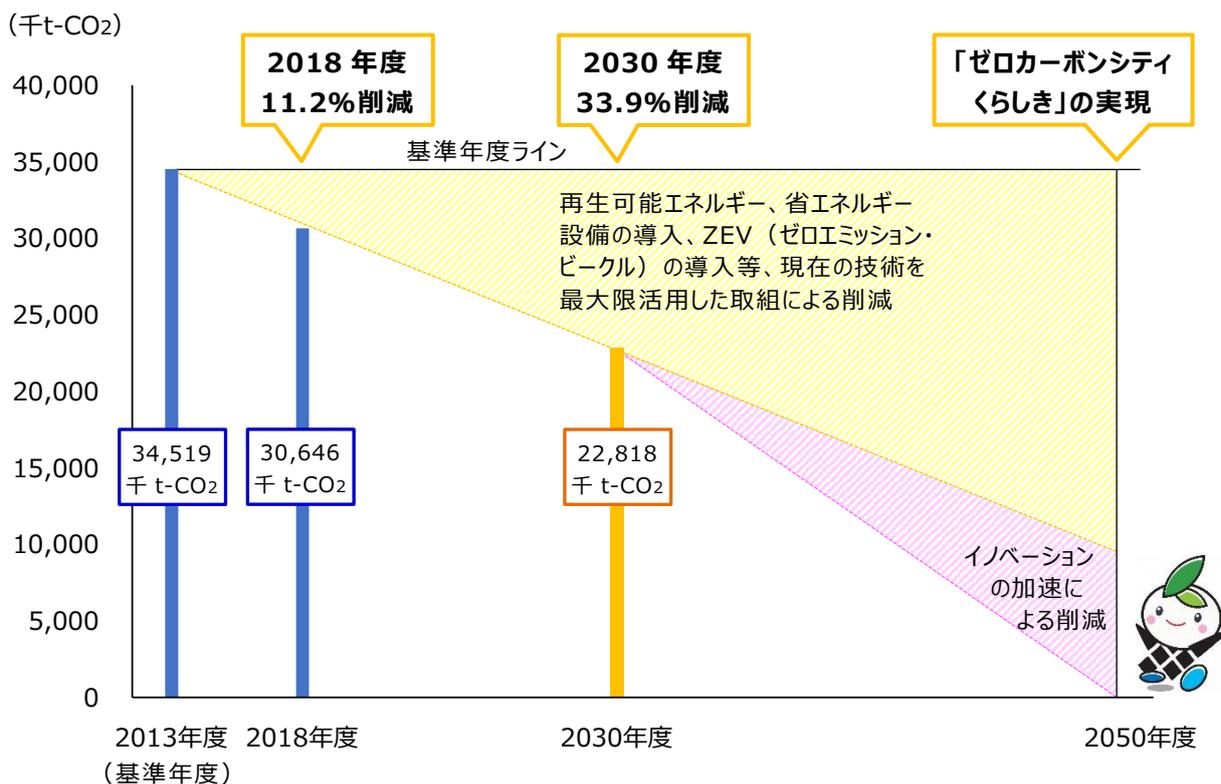
イノベーションの加速により、2050年度に「ゼロカーボンシティくらしき」を実現します。

なお、本市の削減目標については、2050年度「ゼロカーボンシティらしき」の実現を前提としつつ、2030年度の目標値については、産業部門とその他部門の目標設定方法を分けて設定します。

▼削減目標設定の考え方

区分		考え方
産業部門（エネルギー転換部門、工業プロセス部門含む）	大規模事業者※のうち、2030年度の削減目標を設定している事業者	事業者が個別に設定している削減目標を反映して設定
	2030年度の削減目標を設定していない事業者	国の「地球温暖化対策計画」の部門別目標を反映して設定
その他部門（民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門、廃棄物部門、CO ₂ 以外）		

※：大規模事業者とは、温対法に基づき、一定以上の温室効果ガスを排出する場合、自らの温室効果ガス排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている事業者（特定排出者）のことです。



▲削減目標のイメージ